

令和7年7月20日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和7年7月20日（日） 21時00分から21時10分まで
- 2 会議場所 長崎市民会館3階 長崎市民体育館
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第12号報告 専決処分について（在外選挙人名簿の登録）
 - 第13号報告 専決処分について（在外選挙人名簿の登録移転に伴う選挙人名簿の抹消）
 - 第14号報告 専決処分について（投票立会人の一部変更）
 - 第15号報告 専決処分について（期日前投票所の投票管理者の一部変更）
 - 第16号報告 専決処分について（期日前投票所の職務を代理すべき者の一部変更）
 - 第17号報告 専決処分について（投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任の一部変更）
 - 第18号報告 専決処分について（投票管理者の職務を代理すべき者の選任の一部変更）
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員長	【21：00開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第12号報告】専決処分について（在外選挙人名簿の登録） 公職選挙法第30条の6第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録する必要が生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。 報告のとおり承認してよいか。
委員長	異議なし。 （第12号報告承認）
事務局	【第13号報告】専決処分について（在外選挙人名簿の登録移転に伴う選挙人名簿の抹消） 公職選挙法第28条第3号の規定により、在外選挙人名簿に登録を移転する者について、選挙人名簿から抹消する必要が生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。 報告のとおり承認してよいか。
委員長	異議なし。 （第13号報告承認）
事務局	【第14号報告】専決処分について（投票立会人の一部変更） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に関し、投票立会人に変更

委 委	員	長 員	が生じ、新たに選任する必要があるが生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。 報告のとおり承認してよいか。 異議なし。 (第14号報告承認)
事 務	局		【第15号報告】専決処分について（期日前投票所の投票管理者の一部変更） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に関し、期日前投票所の投票管理者に変更が生じ、新たに選任する必要があるが生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。
委 委	員	長 員	報告のとおり承認してよいか。 異議なし。 (第15号報告承認)
事 務	局		【第16号報告】専決処分について（期日前投票所の職務を代理すべき者の一部変更） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に関し、期日前投票所の職務を代理すべき者に変更が生じ、新たに選任する必要があるが生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。
委 委	員	長 員	報告のとおり承認してよいか。 異議なし。 (第16号報告承認)
事 務	局		【第17号報告】専決処分について（投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任の一部変更） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に関し、投票管理者及びその職務を代理すべき者に変更が生じ、新たに選任する必要があるが生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。
委 委	員	長 員	報告のとおり承認してよいか。 異議なし。 (第17号報告承認)
事 務	局		【第18号報告】専決処分について（投票管理者の職務を代理すべき者の選任の一部変更） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に関し、投票管理者の職務を代理すべき者に変更が生じ、新たに選任する必要があるが生じたが、このことについて委員会を招集する暇がないと認め、専決処分したため、これを報告し承認を求める。
委 委	員	長 員	報告のとおり承認してよいか。 異議なし。 (第18号報告承認)

	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 2 1 : 1 0 閉会】
--	--